联 洲 東 地 区 埋 立 事 業 環 境 影 響 評 価 方 法 書

【要約書】

令和5年11月

大 阪 市

# 1. 事業の概要

# (1) 対象事業の名称、事業者及び種類

対象事業の名称			の名	称	咲洲東地区埋立事業
事		業		者	名 称 大阪市 氏 名 大阪港港湾管理者 代表者 大阪市長 横山 英幸 所在地 大阪市北区中之島一丁目3番20号
事	業	の	種	類	公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 1 条第 1 項に規定する公有水面の埋立て事業 (埋立てに係る区域の面積が 15 ヘクタール以上であるものに限る。)

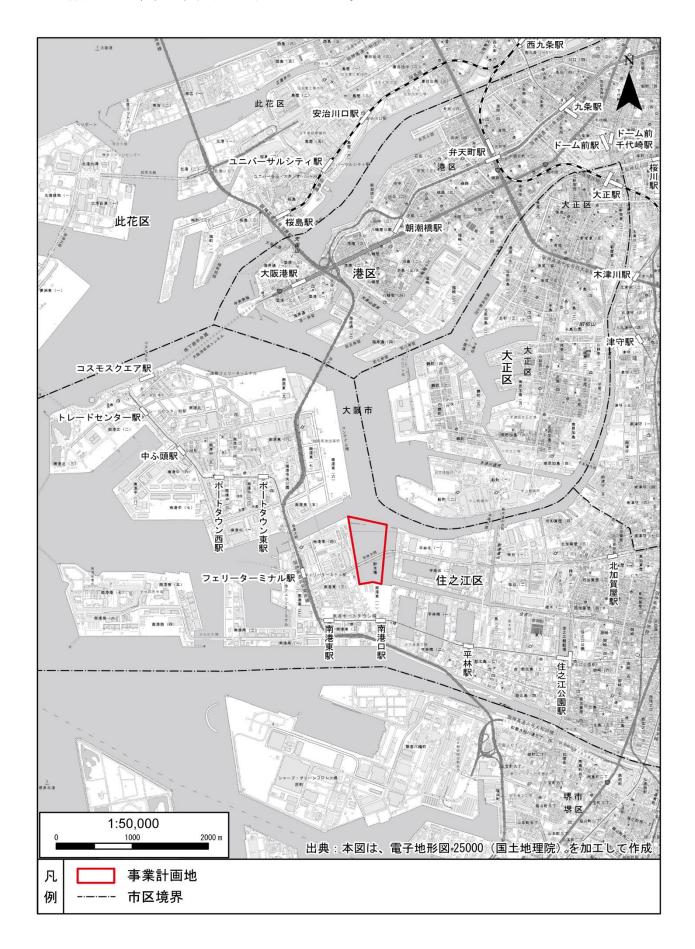
# (2) 事業の目的及び内容

目		的	大阪港における輸入木材の取扱いについては、原木の輸入量が激減してきている反面、木材の製材化進展により輸入製材量が急増し、製材化率が飛躍的に伸びてきている。このため、陸上での製材取扱用地が不足してきているほか、金属・木材などを取り扱う外質不定期船については水深 13m及び 12mを必要とするものが入港しており、外質船の大型化が進展している状況である。これらの船舶が接岸できる岸壁及び貨物取扱用地の整備が必要となっている。また、近年の物販系分野の電子商取引(E C: Electronic Commerce)市場規模の増加などを背景に、大阪港において貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設の立地需要が高まっていることから、それらが立地可能な流通施設用地の整備が必要となっている。このような大型物流施設の立地需要の高まりを踏まえ、それらが立地可能な流通施設用地の造成を図ることを目的に、平成9年3月の港湾審議会第162回計画部会の議を経た港湾計画において位置づけられた本事業(旧名称:南港東地区(木材整理場)埋立事業)の埋立面積を約25haから約35haに拡張する。
事	業計画	地	住之江区南港東4丁目地先
埋	立 面	積	約 35ha
エ	事 期	間	岸壁・護岸: [当初計画区域] 令和6~13年度 (2024~2031年度) <sup>1)</sup> [追加区域] 令和10~12年度 (2028~2030年度) 埋 立 : 令和13~21年度 (2031~2039年度) 基盤整備 : 令和19~25年度 (2037~2043年度)
供	用開	始	令和 26 年度(2044 年度)

(注) 1. 当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部については、本環境影響評価方法書の対象外であり、令和6~13 年度(2024~2031 年度)に工事を実施する予定である。

### (3) 事業計画地の位置

事業計画地の位置は、以下に示すとおりである。



### (4) 事業の実施状況及び変更内容

事業の実施状況は、以下に示すとおりである。

平成11年9月 「南港東地区(木材整理場)埋立事業環境影響評価書」提出

平成13年3月 工事着手(仮波除堤築造、地盤改良工、ケーソン設置等)

平成18年~ 工事休止

令和5年3月 対象事業等変更届出書提出

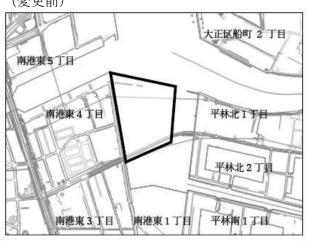
令和5年3月の対象事業等変更届出書において提出した対象事業の変更内容は、以下に示すとお りであり、このうち、北側岸壁及び東側護岸の一部については、当初の環境影響評価において示し た事業計画から変更はない。

本対象事業等変更届出書に対し、環境影響の増大の可能性があること及び調査・予測地点の変更 が必要であることから、大阪市長により「方法書以降の環境影響評価手続きの再実施を行う必要が ある」と判断された。それを受け、本事業に係る環境影響評価方法書の手続きから再度行うもので ある。なお、同時に「変更のない北側岸壁及び東側護岸の一部において、当初の環境影響評価書ど おり築造を進めることについて問題ない」との判断を受けており、変更のない北側岸壁及び東側護 岸の一部については、本環境影響評価方法書の対象外である。

### 対象事業の変更内容

	項目		変更前	変更後
	名 称		南港東地区(木材整理場)埋立事業	咲洲東地区埋立事業
		規模	埋立面積:約 25ha	埋立面積:約 35ha
		埋立位置	住之江区南港東4丁目地先	住之江区南港東4丁目地先
内	容	埋立工法	埋立用材を土運船により海上運搬し、揚土船を用い埋立	埋立用材をダンプトラックにより陸 上運搬し埋立
		埋立時期	護岸工事完成後に埋立工事を順次実 施	国直轄事業背後の埠頭用地を先行し て埋立工事を実施

### (変更前)



### (変更後)



事業計画地

### (5) 土地利用計画

## (a) ふ頭用地(外貿不定期船ふ頭)

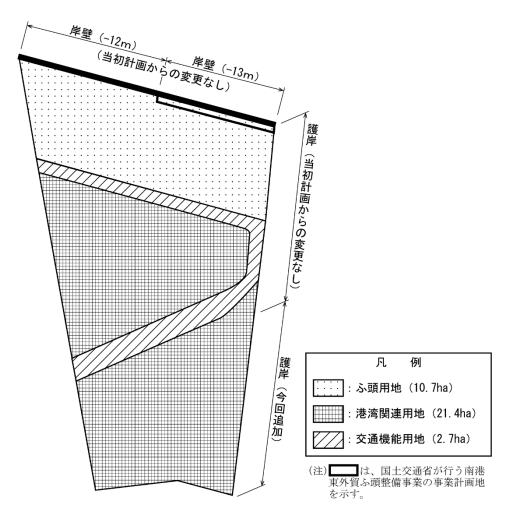
大阪港において増加する外貿不定期貨物量を受け入れるため、2バースをふ頭用地として整備する。

# (b) 港湾関連用地(流通施設用地)

貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設が立地可能な流通施設用地を、港湾関連用地として整備する。

### (c) 交通機能用地(道路用地)

ふ頭用地及び流通施設用地から発生する交通を円滑に処理し、背後地域と連絡するための幹線道路を整備する必要があり、そのための交通機能用地(道路用地)を確保する。

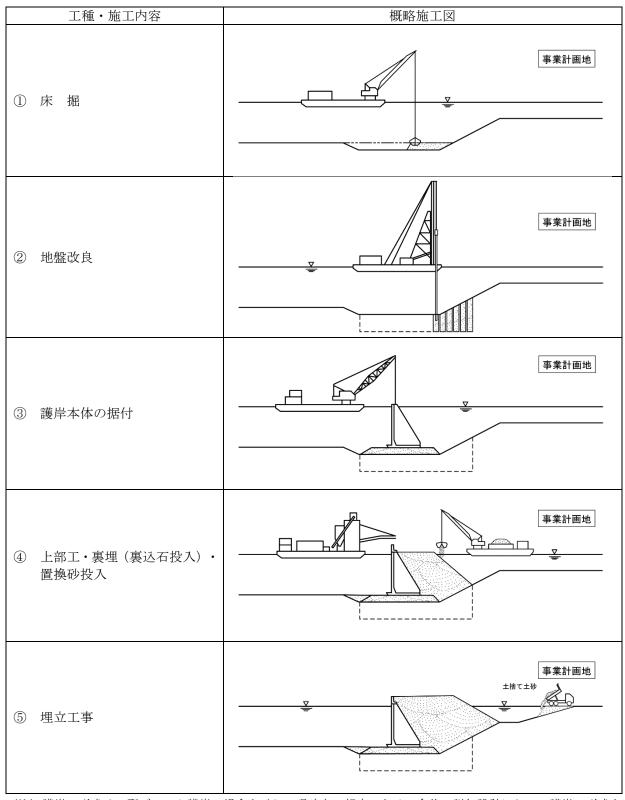


土地利用計画

# (6) 建設工事の概要

建設工事に際しては、周辺地域における環境保全と安全性に留意し、周辺環境への影響等を極力 低減するため、適切な建設工法の採用に努める。建設工事の概要は、以下に示すとおりである。

建設工事の施工順序の概要

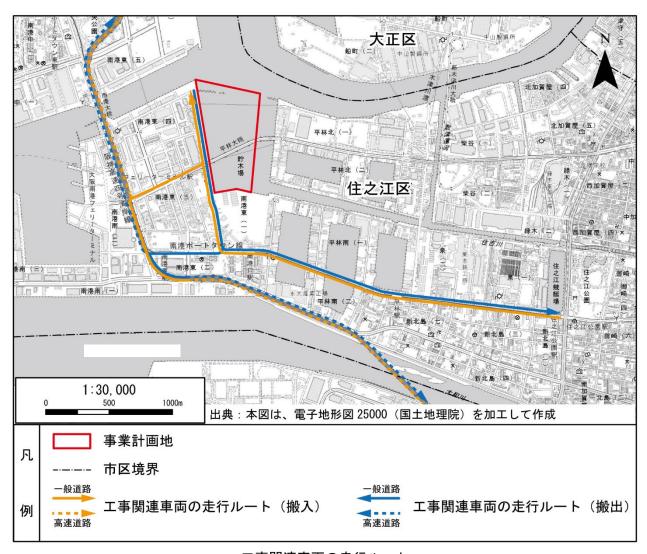


<sup>(</sup>注) 護岸の形式はL型ブロック護岸の場合を示し、現時点の想定である。今後の詳細設計において護岸の形式を変更する場合がある。

#### (7) 工事関連車両の運行計画

工事関連車両は、主として公共残土(陸上残土)及び山砂を埋立用材として運搬するダンプトラックが考えられる。工事関連車両の運行にあたっては、走行ルートの適切な選定、通行時間帯の配 慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底等を行う予定である。

また、工事関連車両の走行ルートは以下に示すとおり予定しており、歩道を有する幹線道路や高速道路利用を優先することを基本とするよう工事計画について配慮する。



工事関連車両の走行ルート

# (8) 工事工程

工事工程(予定)の概略は以下に示すとおりであり、追加で事業を実施する区域について、今後、公有水面埋立法による公有水面埋立免許の取得等を実施し、令和 10~25 年度(2028~2043 年度)に、護岸工事、埋立工事、基盤整備工事(上下水道・道路等)を実施する予定である。

なお、当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部については、令和 6  $\sim$ 13 年度(2024  $\sim$ 2031 年度)に工事を実施する予定である。

工事工程 (予定)

年度	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)		R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)
護岸工事 (今回追加)		(====,	(====,	(=::=,	(=112)	(=:::,	(= 1 - 2)	(= : : : )	(=111)	(=111)	(= : : : /	(====,	(= : = : )	(=:==,	(= : == /	(= 1 = 1)
埋立工事																
基盤整備工事																

<sup>(</sup>注) 当初計画から変更がない北側岸壁及び東側護岸の一部は、令和6~13年度(2024~2031年度)に工事を実施する予定である。

# 2. 環境影響評価実施内容の概要

### (1) 環境影響評価項目

大阪市の環境影響評価技術指針に示された予測及び評価の対象となる項目(以下「環境影響評価項目」という。)のうち、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、「大気質」、「水質・底質」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「廃棄物・残土」、「水象」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」の11項目を選定した。

### 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

			環境影響要因							
	施設の存在	施		建設工事中						
環境影響評価項目	埋立地の存在	施設の利用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地等の改変					
大気質			0	0						
水質・底質	0				0					
騒 音			0	0						
振 動			0	0						
低周波音			0							
廃棄物・残土					0					
水象	0									
動物	0		0		0					
植物	0				0					
生態系	0				0					
景観	0									

<sup>(</sup>注) 「○」は環境影響評価項目に選定した項目を示す。無印は環境影響を及ぼすおそれがない、 又はほとんどないと考えられる項目を示す。

# (2) 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価の実施を予定している区域は、環境影響評価項目ごとに環境影響が及ぶと想定される範囲を考慮し、大阪市住之江区、大正区を予定している。

# (3) 現況調査の概要

調査は、既存資料の収集・整理(資料調査)及び、以下に示す現地調査により実施する。

# 現地調査の内容(1)

		調査項目	調査方法	調査地点 及び範囲	調査時期 及び頻度	
	大気質	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 窒素酸化物(NO <sub>X</sub> )	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に 定める方法		1 時間値×24 時間 ×14 日×4季	
	_	浮遊粒子状物質 (SPM)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に 定める方法	事業計画地近傍 1地点		
	境)	風向・風速	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象 庁)に定める方法			
大気質		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 窒素酸化物(NO <sub>X</sub> )	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に 定める方法	事業計画地周辺		
	質	浮遊粒子状物質 (SPM)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に 定める方法	の工事関連車両 走行ルート沿道 (道路敷地境界) 1地点	1 時間値×24 時間 ×14 日×4季	
	(沿道環境)	風向・風速	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象 庁)に定める方法	1 地点		
	(境)	交通量	交通量を目視により計数 4 車種(大型車 I・II、小型車、自動二 輪)	事業計画地周辺 の工事関連車両 走行ルート沿道 (道路敷地境界) 1地点	1時間値×24 時間× 1回(平日)×1季	

### 現地調査の内容(2)

		調査項目	調査方法	調査地点 及び範囲	調査時期 及び頻度
	基礎項目	採取時刻、水深、天候、雲量、 気温、波浪階級		事業計画地近傍の 海域2地点	12回/年 (毎月)
		り 温、 広 僧 俗 什 嵌 糸 里	「水質汚濁に係る環 境基準」(昭和46年12 月、環境庁告示第59	事業計画地近傍の 海域2地点 上層:海面下1m 下層:海底面上2m	12回/年 (毎月)
	環境基準に 定める項目	②人の健康の保護に関する項目(健康項目 27項目) カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、VOC11項目 <sup>2)</sup> 、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	号)に定める方法	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等) 及び大腸菌数は上 層のみとする。	2回/年 (夏季、冬季)
水質		③ダイオキシン類	「ダイオキシン類に よる大気の汚染、水質 の汚濁 (水底の底質の 汚染を含む。) 及び土 壌の汚染に係る環境 基準」(平成11年12月、 環境庁告示第68号) に 定める方法	海域2地点 上層:海面下1m	1 回/年 (夏季)
	水質汚濁防 止法の排水 基準に定め る項目(上 記以外)	フェノール類、銅、溶解性鉄、 溶解性マンガン、全クロム	「排水基準を定める 省令の規定に基づく 環境大臣が定める排 水基準に係る検定方 法」(昭和49年9月、 環境庁告示第64)に定 める方法		2回/年 (夏季、冬季)
	大阪府生活 環境の 等に関の ま り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り り に り に		「日本産業規格」に定 める方法	事業計画地近傍の 海域2地点 上層:海面下1m 下層:海底面上2m	12回/年 (毎月)
	その他必要 な項目	陰イオン界面活性剤、アンモニア性窒素、燐酸性燐、塩素イオン、塩分、濁度、クロロフィルa、TOC、水温、透明度	洋観測指針」(平成11		

<sup>(</sup>注) 1. 底層溶存酸素量は、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて(答申)」(平成27年12月、中央環境審議会)において、「測定水深については、可能な限り海底又は湖底直上で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のためこれにより難い場合には、海底又は湖底から1m以内の底層とする。」と示されていることを踏まえ、下層(海底面上1m)のみとする。

<sup>2.</sup> ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

# 現地調査の内容(3)

	調	查項目	調査方法	調査地点及び範囲	調査時期 及び頻度
	基礎項目	泥温、色相、臭気、性状	目視観測、記録	事業計画地内1地点 及びその近傍の海域 2地点 (海底表層)	2回/年 (夏季、冬季)
	環境基準に定める 項目	ダイオキシン類(溶出試 験、含有量試験)	「ダイオキシン類に よる大気の汚染、水 質の汚濁(水底の底 質の汚染を含む。)及 び土壌の汚染に係る 環境基準」(平成11年 12月、環境庁告示第 68号)に定める方法	事業計画地内1地点 及びその近傍の海域 2地点 (海底表層)	1 回/年 (夏季)
底質	上災害の防止に関 する法律施行令第 5条第1項に規定 する埋立場所等に 排出しようとする 金属等を含む廃棄	(溶出対 32物物 32物物 32物物 32物物 32物物 32物物 32物物 32物	「底質調査方法」(平 成24年8月、環境省) 等に定める方法	事業計画地内1地点 及びその近傍の海域 2地点 (海底表層)	2回/年(夏季、冬季)
	その他必要な項目	水素イオン濃度、化学的酸素要求量(COD)、全窒素 (T-N)、全燐(T-P)、総 クロム、含水率、硫化物、 酸化還元電位、強熱減量、 ノルマルヘキサン抽出物 質(油分等)、TOC、粒度組成	「底質調査方法」(平成24年8月、環境省)等に定める方法		2回/年 (夏季、冬季)

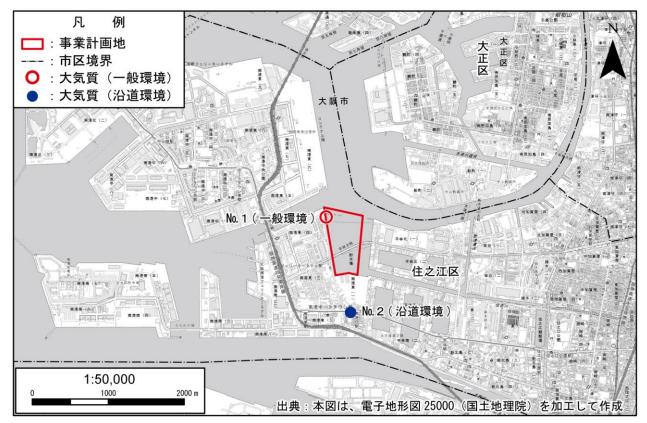
<sup>(</sup>注) 1. ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

# 現地調査の内容(4)

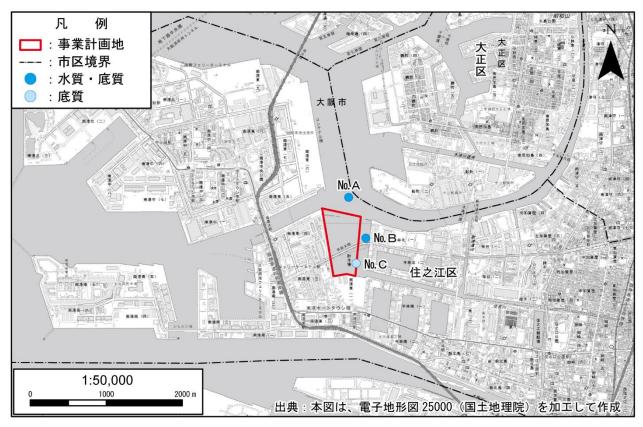
	調査項目	調査方法	調査地点及び範囲	調査時期 及び頻度	
騒	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10年9月、環境庁告示第64号)に定める		1 時間値× 24時間× 2 回	
	道路交通騒音	測定方法	事業計画地周辺の工事関連	(平日・休日)   ×1季	
音	交通量	交通量を目視により計数 4 車種(大型車I・II、小型車、自動二輪)	車両走行ルート沿道(道路 敷地境界) 2 地点		
	環境振動	「特定工場等において発生する振動の 規制に関する基準」(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)に定める方法	事業計画地近傍1地点及び その周辺1地点		
振	道路交通振動	「振動規制法施行規則」(昭和51年11 月、総理府令第58号)に定める測定方法		1 時間値× 24時間×2回	
動	地盤卓越振動数	大型車単独走行時(10台/地点)を対象 に1/3オクターブバンド周波数分析器 を用いて計測		(平日・休日) ×1季	
	<ul><li>交通量を目視により計数</li><li>4 車種(大型車I・II、小型車、自動二輪)</li></ul>				
低周波音	一般環境中の低周 波音 「低周波音の測定方法に関するマニュ アル」(平成12年10月、環境庁大気保全 局)に定める方法		事業計画地近傍1地点及び その周辺1地点	1 時間値× 24時間×2回 (平日・休日) ×1季	
水象	流向・流速	「水文観測」(独立行政法人 土木研究 所編)、「海洋観測指針」(気象庁編)等に 準拠した方法	事業計画地内1地点及びそ の近傍の海域3地点 上層:海面下1m 下層:海底面上2m	1時間値×24 時間×15日 ×2季(夏 季、冬季)	
陸域動物	鳥類	ラインセンサス法(2ルート) 事業計画地及びその周辺でし、設定では もた定線をあるとりと歩を記録する 島類の種名及び個体数を記録する 法 ポイントセンサス法(2定点) 事業計画に複数でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	事業計画地及びその周辺	4回/年 ・春の渡り期 ・繁殖期 ・秋の渡り期 ・越冬季	

# 現地調査の内容(5)

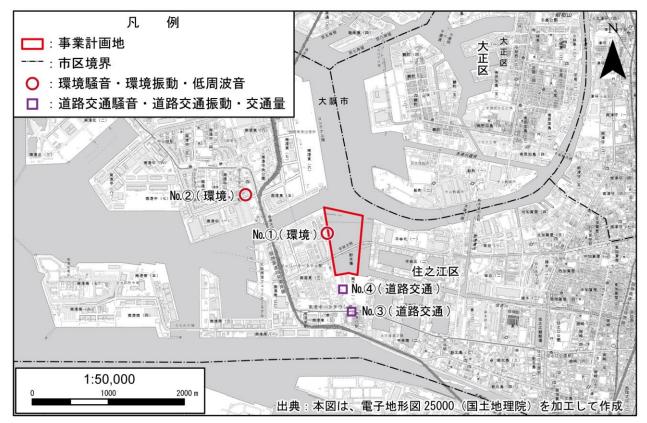
	調査項目	調査方法	調査地点	及び範囲	調査時期 及び頻度
	動物プランクトン	北原式定量ネットを用いて鉛直曳きを 行い、採取した試料の同定・計数を行 う方法		海底面上1m から海面まで	
	魚卵・稚仔魚	まるちネットを用いて表層を約2ノットの速度で10分間水平円周曳きを行い、採取した試料の同定・計数を行う方法	事業計画地内 1地点及びそ の近傍の海域 1地点	海面表層	
	底生生物	スミス・マッキンタイヤ型採泥器等を 用いて表層泥の採泥を行い、採取した 泥をふるいで濾過し、採取した試料の 同定・計数を行う方法		海底表面	
海域動物	(十 芝	目視観察法 潮上帯から海底面までに測線を設定 し、測線に沿って1m×1mの枠を用 いて枠内の生物の種組成及び量(被度) を記録する方法	事業計画地内 1地点及びそ	潮上帯から海 底面まで	4回/年(四季)
	付着生物(動物)	枠取り法 3層において、0.25m×0.25m枠の内 側に出現した生物の刈り取りを行い、 採取した試料の同定・計数を行う方法	1地点	3層(平均水 面、大潮最低 低潮面、大潮 最低低潮面- 1 m)	
	魚介類	刺網等により魚介類の捕獲を行い、採 取した試料の同定・計数を行う方法			
	植物プランクトン	バンドーン採水器等を用いて採水を行 い、採取した試料の同定・計数を行う 方法	事業計画地内 1地点及びそ の近傍の海域 1地点		
海域植物	付着生物(植物)	目視観察法 潮上帯から海底面までに測線を設定 し、測線に沿って1m×1mの枠を用 いて枠内の生物の種組成及び量(被度) を記録する方法 枠取り法	事業計画地内 1地点及びそ の近傍の海域	0 / 1 0 / 3 / 3 / 3	4回/年 (四季)
		行取り伝 3層において、0.25m×0.25m枠の内 側に出現した生物の刈り取りを行い、 採取した試料の同定・計数を行う方法	1 地点	面、大潮最低 低潮面、大潮 最低低潮面- 1 m)	
景観	眺望の状況	眺望撮影	事業計画地周i 1 地点	辺の眺望点	1回/年



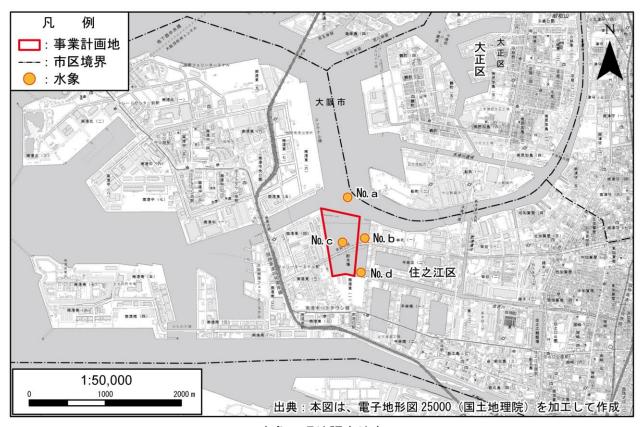
大気質の現地調査地点



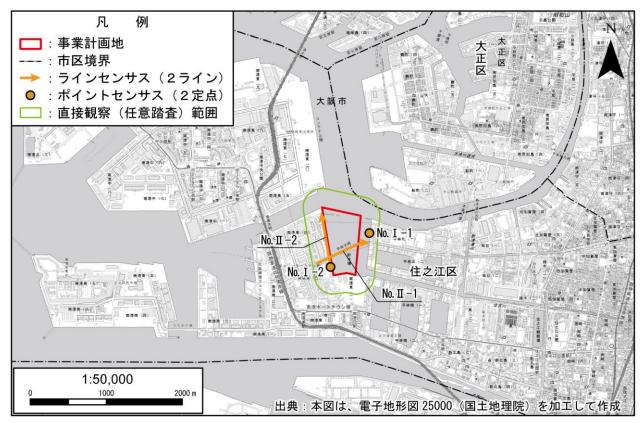
水質・底質の現地調査地点



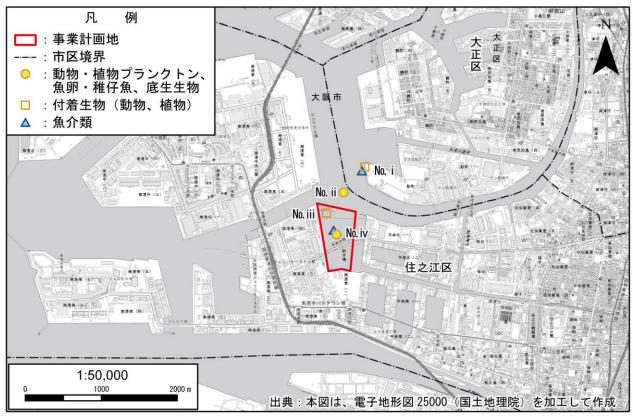
騒音・振動・低周波音の現地調査地点



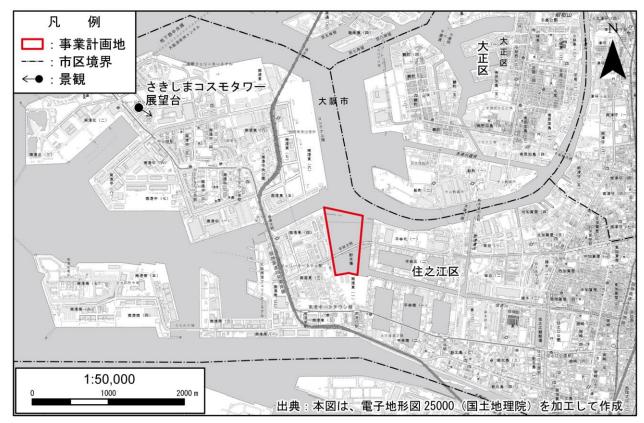
水象の現地調査地点



陸域動物(鳥類)の現地調査地点



海域動物・海域植物の現地調査地点



景観の現地調査地点

# (4) 予測の概要

事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象地域及び対象時期は、以下に示すとおりである。

予測手法の内容 (施設の存在)

	予測項目		予測事項	予測方法	予測対象 地域	予測対象時期
水質	γ <del>τω</del> ν	埋立地 の存在		密度流を考慮した多層レ ベルシミュレーションモ デルによる数値計算	事業計画地 近傍の海域	施設の存在時
底 貿	S. Emry	埋立地 の存在	底質の変化の程度	底質の現況、水質の予測及 び評価結果、並びに事業計 画の内容を踏まえ、定性的 に推定		施設の存在時
水 多	<del>Á</del> K	埋立地 の存在	流況の変化	密度流を考慮した多層レ ベルシミュレーションモ デルによる数値計算	事業計画地 近傍の海域	施設の存在時
動物	物 海域動物		海域動物の生息環境及 び重要な種への影響	事業計画の内容、現地調査 結果、水質・底質の予測結 果等をもとに推定		施設の存在時
植物	海域植物		海域植物の生育環境及 び重要な種への影響	事業計画の内容、現地調査 結果、水質・底質の予測結 果等をもとに推定	事業計画地 近傍の海域	施設の存在時
生態系	系 海域生態系		海域生態系及び生態系 の注目種への影響	事業計画の内容、動物・植 物の現地調査結果、水質・ 底質の予測結果等をもと に推定	事業計画地	施設の存在時
景	見			フォトモンタージュの作 成による方法	事業計画地 周辺	施設の存在時

# 予測手法の内容 (建設工事中)

マッツで ロー・マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ マッツ						
予測項目		項目 	予測事項	予測方法 	地域	時期
大気質		建設機械の稼働	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )・浮遊 粒子状物質(SPM)の年平 均寄与濃度・将来濃度	大気拡散式(プルーム・ パフモデル)による数値 計算	事業計画地 近傍	工事最盛期
		工事関連車両の 走行	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )・浮遊 粒子状物質(SPM)の年平 均寄与濃度・将来濃度	大気拡散式(JEA モデル) による数値計算	工事関連車 両の走行ル ート	工事最盛期
水質土		土地の改変	浮遊物質量(SS)	解析解モデル(岩井の式) による数値計算	事業計画地 近傍の海域	工事最盛期
底質土地の		土地の改変	底質の変化の程度	底質の現況、水質の予測 及び評価結果、並びに事 業計画の内容を踏まえ、 定性的に推定	事業計画地 近傍の海域	工事最盛期
騒音		建設機械の稼働	騒音レベルの 90%レン ジ上端値	日本音響学会(ASJModel- 2007) による数値計算	事業計画地 近傍	工事最盛期
		工事関連車両の 走行	等価騒音レベル	日本音響学会(ASJModel- 2018) による数値計算	工事関連車 両の走行ル ート	工事最盛期
l⇒ ≈1		建設機械の稼働	振動レベルの 80%レン ジ上端値	振動伝搬理論計算式によ る数値計算	事業計画地 近傍	工事最盛期
振動		工事関連車両の 走行	振動レベルの 80%レン ジ上端値	土木研究所提案式による 数値計算	工事関連車 両の走行ル ート	工事最盛期
低周波音		建設機械の稼働	低周波音の音圧レベル	事業計画の内容を踏ま え、既存類似事例・知見 等を参考に推定		
廃棄物・残土		土地の改変	産業廃棄物の発生量等	事業計画の内容を踏まえ 推定	事業計画地	工事中
動物	陸域 動物	建設機械の稼働、 土地等の改変	鳥類の生息環境及び重要 な種への影響	事業計画の内容、現地調 査結果等をもとに推定	事業計画地 及びその周 辺	
	海域動物	土地等の改変	海域動物の生息環境及び 重要な種への影響	事業計画の内容、現地調 査結果、水質・底質の予 測結果等をもとに推定	事業計画地 近傍の海域	工事中
植物	海域植物	土地等の改変	海域植物の生育環境及び 重要な種への影響	事業計画の内容、現地調 査結果、水質・底質の予 測結果等をもとに推定	事業計画地 近傍の海域	工事中
生態系	海域 生態系	土地等の改変	海域生態系及び生態系の 注目種への影響	事業計画の内容、動物・ 植物の現地調査結果、水 質・底質の予測結果等を もとに推定		工事中

# (5) 評価方法

環境影響の予測結果については、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、 以下に示す評価の観点をもとに、環境影響項目毎に環境保全目標を設定し評価する。

# 評価の観点

計画の観点					
項目	評価の観点				
大気質	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 ・大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。				
水質・底質	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」(昭和 49 年 5 月 9 日瀬戸内海環境保全審議会答申)の水質汚濁に関する事項に配慮していること。 ・事業により底質の汚染を進行させないこと。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。				
騒音	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 ・騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合 すること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。				
振動	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合 すること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。				
低周波音	<ul><li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li><li>・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。</li></ul>				
廃棄物・残土	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。				
水象	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・事業計画地の周辺水域において、流量等の状況に著しい変化を起こさないよう配慮 されていること。				
動物	・環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針 に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生息環境に著しい影響を及ぼさない こと。				
植物	・環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針 に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺における海域植物の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。				
生態系	<ul><li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li><li>・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li><li>・事業計画地周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないこと。</li></ul>				
景観	・魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。 ・大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等 の推進に支障がないこと。				

### 3. 環境の保全及び創造の考え方

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示すとおりである。

#### (1) 工事計画

・工事計画の策定にあたっては、可能な限り最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機 械の使用等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努める。

#### (2) 交通計画

・工事関連車両の走行にあたっては、歩道が整備された幹線道路や高速道路利用を優先すること とし、特定の時間帯に集中することがないよう、車両走行ルートの適切な選定、走行時間帯の 配慮、輸送率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理等、周辺地域 に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努める。

### (3) 緑化計画

・事業計画地内に整備する道路には、緑地帯を設けることとし、その植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努める。具体的な緑化計画については、今後、詳細な設計と併せて、関係機関と協議・調整を行い、決定する。

## (4) 廃棄物に関する計画

- ・建設副産物の再利用の促進を図るとともに、公共建設事業の円滑な推進を図るため、本市の建設工事に伴う発生残土のうち減量化、再利用しても、なお、処分が必要となる陸上発生残土を埋立土砂として有効に活用する。
- ・事業計画地内で発生したコンクリートがらについては、再資源化施設へ搬出すること等により、 廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図る。
- ・方塊、砕石及び中詰砂については、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図るとともに、再利用可能な材料については、護岸築造の材料として再利用を検討する。
- ・廃棄物の処理・処分にあたっては、法令に定められた基準等に基づき、適性に処理するととも に、輸送の際は、住居地域が少ないルートの選択や廃棄物の搬出時にはシートで覆う等の飛散 防止に努め、周辺地域の生活環境に十分配慮するものとする。

#### (5) 環境保全計画

#### ① 大気質

- ・工事計画の策定にあたっては、一時的に工事が集中しないよう工事工程を調整するとともに、 周辺環境への影響の小さい工法を採用する。
- ・建設機械については、低公害型機械の使用、良質の燃料の使用、十分な点検・整備等の対策を 講じる。
- ・埋立地からの土砂等の飛散防止のため、適時散水を行う。

### ② 水質·底質

- ・水質・底質に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物取扱用地・流通施 設用地の整備のために必要な最小限の面積とする。
- ・建設工事の実施にあたっては、工事着手前に水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に従い、関係機関と協議し、適切な対応及び手続きを進める。
- ・公共残士等の受入は、外周護岸などにより土砂が周辺海域に流出しない措置を講じた上で行う。
- ・周辺海域への濁りの流出を極力防止するため、工事施工区域内に汚濁防止膜を展張するなど、 濁りの拡散を最小限にとどめるよう努める。

#### ③ 騒音·振動·低周波音

- ・工事計画の策定にあたっては、一時的に工事が集中しないよう工事工程を調整するとともに、 周辺環境への影響の小さい工法を採用する。
- ・建設機械については、低公害型機械の使用、十分な点検・整備等の対策を講じる。
- ・建設工事の実施にあたっては、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工 管理を行う。
- ・建設機械の稼働に伴う振動低減のため、地盤の整地に努める。
- ・作業船は適切に整備・点検を行い、整備不良による低周波音の増加を抑制するよう関係者への 周知徹底を図る。
- ・作業船の運航にあたっては、航行速度の最適化に努め、低周波音が大きくなる高負荷運転時間 の減少に努めるよう関係者への周知徹底を図る。

#### ④ 廃棄物・残土

・建設工事に伴う建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な工法の選 定、廃棄物の分別コンテナの設置等の措置を講じる。

### ⑤ 水 象

・水象に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地 の整備のために必要な最小限の面積とする。

#### ⑥ 動物·植物·生態系

- ・動物、植物の生息・生育環境に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物 取扱用地・流通施設用地の整備のために必要な最小限の面積とする。
- ・粉じん、騒音、振動、濁水等による動植物の生息・生育環境に及ぼす影響を低減させるため、 周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施、汚濁防止膜の展張 等を行う。

# ⑦ 景 観

・埋立地について、周辺の埋立地の景観との調和に配慮するとともに、事業計画地内に整備する 道路には、緑地帯を設けることとし、その植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に 努める。

### (6) 大阪市環境基本計画に基づく対応

「大阪市環境基本計画」において定められた持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活かした5つの戦略「1:地域、市民、事業者との連携強化」「2:経済、社会、環境の統合的な向上」「3:持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」「4:国際展開の強化」「5:持続可能で効率的な行政運営」及び、5つの環境施策「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」「地球環境への貢献」「すべての主体の参加と協働」に配慮するとともに、前述の環境の保全及び創造のために講じる予定の措置を実行することで、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現に寄与する計画の推進に努める。

# ◇ お問合せ先 ◇

大阪港湾局 営業推進室 開発調整課

住 所 〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター I TM棟 10 階

TEL 06-6615-7776 FAX 06-6615-7789